

入船北エステート自治会

会則・規程・規定・規約等

2015. 4. 26

入船北エステート自治会

目 次

入船北エステート自治会会則	1P
同 附 則	5P
入船北エステート自治会幹事及び会計監査選挙規則	6P
入船北エステート自治会会員見舞金規定	8P
入船北エステート自治会旅費規定	9P
入船北エステート自治会助成金規定	1 0P
自治会集会所使用細則	1 1P
入船北エステート自治会 個人情報取扱規則	1 2P

入船北エステート自治会会則

第1条（名称・事務所）

この会は、入船北エステート自治会と称し、事務所を当団地におきます。

第2条（目的）

この会は、私たちの団地を住み良い団地にするために、団地居住者の共通の利益を守り、文化活動等を通じて、会員相互の親睦と交流とをはかることを目的とします。

第3条（活動）

この会は、前条の目的を達成するため次の活動を行ないます。

ただし、特定の政党、宗教、および営利団体への活動には関与しません。

- ① 会員の生活環境の改善、福利厚生、保健衛生に関する活動。
- ② 会員の親睦交流、文化向上に関する活動。
- ③ 管理組合と連帯し、近隣の自治会と協力して行なう広範囲な自主的活動。
- ④ その他、この会の目的達成に必要な活動。

第4条（会員の構成）

会員は、入船北エステート内に居住する世帯とし、1世帯1会員とします。

第5条（会員の権利）

会員は次の権利を持ちます。

- ① この会による全ての利益、成果を平等に受ける権利。
- ② 自治会内で選挙し選挙される権利。
- ③ 会議を傍聴し意見を述べる権利。
- ④ 会計簿冊および証票書類を閲覧する権利。

第6条（会員の義務）

会員はこの会則を守り、この会の活動に積極的に参加し協力する義務を負います。

第7条（機関）

この会に次の機関をおきます。

- 1 総会
- 2 幹事会（特別委員会を含む）
- 3 班委員会

第8条（総会）

1. 総会はこの会の最高決議機関であり全会員によって構成されます。
2. 次の事項は総会に付議し、その議決を得なければならないものとします。

- ① 活動計画および予算の決定
- ② 活動報告および決算の承認
- ③ 幹事、会計監査（以下「幹事等」という）の選任および解任
- ④ 会則の改正
- ⑤ 業務執行上に必要な規則の設定および改正
- ⑥ その他、総会が必要と認めた事項

第9条（幹事等）

1. この会に幹事 11 名、会計監査 1 名の幹事等をおきます。
2. 前項の幹事等 12 名は、別に定める選挙規則に基づき選出し総会の議決を得るものとします。

第10条（幹事会）

1. 幹事会はこの会の執行機関であり幹事 11 名によって構成します。
2. この会に次の役員をおき、役員は幹事の中から互選します。
 - 1 会長（1 名）
 - 2 副会長（1 名）
 - 3 会計（1 名）
3. この会の役員および幹事は、次の任務にあたります。
 - ① 会長はこの会を統轄し代表する。
 - ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときはその職務を代行する。
 - ③ 会計はこの会の収支を管理する。
 - ④ 幹事はこの会の業務を分掌する。
4. 幹事会は次のことを行ないます。
 - ① 総会において議決した事項の執行
 - ② 総会に提出する活動計画案・予算化案その他議案の作成
 - ③ 活動報告および決算の作成
 - ④ その他、この会の業務に必要な事項の実施
5. 幹事会はこの会の活動を円滑に進めるため特別委員会を設置することができます。
6. 幹事会は必要に応じて班委員で構成する班委員会を招集することができます。

第11条（定期総会および臨時総会）

1. 定期総会は毎年 1 回開くものとし、会長がこれを召集します。
2. 臨時総会は次の場合に開くものとし会長がこれを召集します。

- ① 幹事会が必要と認めたとき

② 会員の3分の1以上が請求したとき

第12条（総会の議決）

1. 会員は1個の議決権を有します。
2. 総会は会員の2分の1以上（委任状含む）の出席により成立します。
会員が出席できない場合は、議長又は個人に権限を委任することができます。
3. 総会の議事は出席会員の過半数によりこれを決めます。
4. 総会においては、あらかじめ通知した事項について議決することができます。ただし、第8条第2項第6号については、出席会員の過半数の賛成により議事として上程されません。
5. 議決事項は会員の書面による合意があったときは、総会の議決があったものとみなします。
6. 総会の議長団はそのつど出席会員の中から選出します。

第13条（定期幹事会および臨時幹事会）

1. 定期幹事会は毎月1回以上開くものとし会長がこれを召集します。
2. 臨時幹事会は次の場合に開くものとし会長がこれを召集します。
 - ① 会長が必要と認めたとき
 - ② 幹事の3分の1以上が請求したとき

第14条（幹事会の議決）

1. 幹事会はその構成員の2分の1以上の出席により成立します。
2. 幹事会の議決は出席構成員の過半数によりこれを決めます。
3. 幹事会の議長は会長がこれをつとめるものとします。

第15条（班委員会）

1. 班委員は、その属する班の会員の中より当番制により選出し、各班に1名をおきます。
2. 班委員はその属する班において、次の業務を遂行します。
 - ① 班委員会への出席及び班員の意見の自治会活動への反映
 - ② 幹事会と班員との相互連絡
 - ③ 自治会の会費の徴収および納入

第16条（会計監査）

1. 会計監査は常時この会の会計状況を監査し、その結果について幹事会で意見を述べ定期総会に報告します。
2. 会計監査は幹事を兼務できません。

第17条（任期）

1. 幹事等の任期は2年とし、あらたに選任されるまで引き続きその職務を行なうものとします。ただし、再任を妨げません。

2. 班委員の任期は1年とします。

第18条（会費）この会の会費は1世帯1ヶ月当り金300円とします。

第19条（経費）

この会の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てるものとします。

第20条（会計年度）

会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

附 則

1. 幹事等および班委員の定員は次のとおりとします。

(1) 幹事等の定員

棟 ブロック 定員等	I	II	III	計
棟番号	1, 3, 5, 6, 7, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31	2, 4, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 23, 24, 32, 33, 34	15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44	
世帯数	106	106	107	319
定 員	4	4	4	12

(2) 班委員の定員

班 定員等	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
棟番号	1	2	3	4	5	6 7	8 9 10	11 12 13 14	19 20 21 22	23 24	15 16	17 18	25	26	27	28	29
世帯数	12	12	8	12	8	10	14	15	15	11	12	12	8	8	8	8	12
定 員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

班 定員等	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	合 計
棟番号	30	31	32	33	34 (末尾 1 〜 3)	34 (末尾 4 〜 6)	35 (末尾 1 〜 3)	35 (末尾 4 〜 6)	36	37 38 39	40 41 42 43 44	
世帯数	12	12	8	12	8	10	14	15	15	11	12	319
定 員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28

附 則 (平成3年6月1日より実施)

1. 班委員の定員及び班の区分は変更する場合があると認められた場合、幹事会により変更できるものとします。
2. 初年度の幹事等の任期は昭和61年7月13日から次年度の定期総会まで、また初年度の班委員の任期は昭和61年7月13日から昭和62年3月31日までとします。
3. 初年度の会計年度は昭和61年7月31日から昭和62年3月31日までとします。
4. この会則は昭和61年7月13日から実施します。
5. 平成9年4月27日第7条改正
6. 平成11年4月25日第17条改正

入船北エステート自治会幹事及び会計監査選挙規則

第1条(目的)

この規則は、入船北エステート自治会会則第9条に基づき、幹事等の選出制度を確立し、その選出が会員の自由な意志によって公正に行われることを目的とします。

第2条(選挙管理委員会の構成)

幹事等を選出しようとするときは、その都度選挙管理委員会を設けます。

2. 選挙管理委員会は3名の委員をもって構成します。
3. 選挙管理委員は、会員の中から自治会会長が選任します。
4. 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により決定します。
5. 選挙管理委員会の任務は、幹事等選出時までとします。

第3条(選挙管理委員会の所管事項)

選挙管理委員会の所管事項は次のとおりとします。

- ① 選挙期日と立候補期日の告示
- ② 立候補届けの受理、資格審査及び候補者氏名の発表
- ③ 投・開票の受理及び有効・無効の判定
- ④ 投・開票の立合人の指名
- ⑤ 当選の確認と当選者氏名の発表
- ⑥ その他選挙に関する事項

第4条(選挙権及び被選挙権の確定)

選挙権及び被選挙権は、選挙期日の7日前までに会員名簿に登録されている者が有します。

第5条(立候補の届出)

立候補しようとする会員は、選挙管理委員会の定めた期日までに同委員会に届出しなければなりません。

2. 候補者を推薦しようとする会員は、本人の同意を得て、選挙管理委員会に届出しなければなりません。

第6条(立候補の締切期日)

幹事等の立候補者及び被推薦者の届出の締切期日は、選挙期日の7日前までの選挙管理委員会の定める日とします。

第7条(投票の方法)

投票は選挙管理委員会が、入船北エステート自治会会則附則1(1)に記載してある各棟ブロック(以下「棟ブロック」という)毎に幹事等のそれぞれについて、立候補届出順にその氏名を記

入した投票用紙を準備し、これによって当該棟ブロック内会員が幹事等の定員に従って○印を記入するものとします。ただし、定員を超えて○印を記入したものは無効とします。

第8条(不在音投票)

選挙当日不在となる会員は、選挙期日前までの選挙管理委員会の定める期間中に投票することができます。

第9条(当選者の選出)

当選者は、次の方法により選出します。

- ① 幹事等12名は各棟ブロック毎に、立候補者及び被推薦音の中から各棟ブロックにおいて得票の多い順に第4順位までの者を当選者とします。
- ② 立候補の届出期間を経過しても棟ブロックにつき4名以下の届出しかない場合には無投票で、当選者を選出します。
- ③ 立候補者の届出期間を経過しても棟ブロックの中に立候補者及び被推薦者がいない場合または、定員に満たない場合には、幹事会の推薦により選出します。

第10条

幹事11名と会計監査1名は、前条の12名の、当選者の中から互選します。

附 則

1. この規則は昭和61年7月13日から実施します。

入船北エステート自治会会員見舞金規定

第1条(目的)

入船北エステート自治会は、会員の連帯感、相互扶助の精神に基づき、会員または同居の家族が死亡したとき、自治会業務または行事に関し相当の重傷病(公傷)を負ったとき、あるいは会員の住居が火災にあったときには、この規定により弔慰金、見舞金を贈ります。

第2条(決定)

この規定の適用にあたっては、会員の申告により自治会役員が決定します。

第3条(死亡)

会員又は同居の家族が死亡したときは、弔慰金10,000円を贈ります。

ただし、入籍前のえい児は除くものとします。

第4条(火災)

会員の住居が火災にあったときは、見舞金10,000円を贈ります。

第5条(公傷)

会員又は同居の家族が、自治会業務または行事に関し傷病を受け、その傷病の程度が1か月以上(通院、入院を含む)の加療を必要とした場合は、見舞金5,000円を贈ります。

第6条(その他)

その他会員の援護に関し必要あるときは、役員合議の上自治会幹事会にはかり決定します。

附 則

この規定は昭和61年8月24日から実施します。

入船北エステート自治会旅費規定

- 第1条 会員が自治会業務のため出張した場合および必要な会議に出席した場合は、この規定により旅費を支給する。
- 第2条 旅費は、鉄道・バス・タクシー・船料金の実費を支給する。この料金は最短の順路により計算する。ただし特別な事情により、自治会の役員の承認を得たときは、この限りではない。
- 第3条 会員が自治会業務のため会員所有の自動車を使用した場合には、それに要したガソリンの実費を支給する。
- 第4条 会員は、出張を終ったときは速やかに旅費の精算をしなければならない。
- 第5条 その他宿泊を伴う会員の出張については、その都度、自治会役員が合議の上自治会幹事会にはかり決定する。
- 附 則 この規定は昭和62年2月14日から実施する。

入船北エステート自治会助成金規定

第1条(目的)

入船北エステート自治会は、お年寄りの集い・青少年の育成・あるいは趣味等を介し地域親睦の推進等を目的とした地域内団体に対し、本規定により助成金を給付し、その活動を支援する。

第2条(給付の対象となる団体)

対象となる団体は、下記の要件を有するものとする。

- ① 特定の政党、宗教及び営利を目的としていないこと。
- ② 団体の目的・活動方針を規定した規約等を保有していること。
- ③ 団体の構成員の9割以上が、当自治会の会員あるいは世帯員であること。
- ④ 入会を希望するものに対して常時入会が許されており、また全自治会会員に対して年1回以上募集を行うこと。
- ⑤ 定常的な活動を実施していること。
- ⑥ 団体の運営を維持できる会費の徴収が実施されており、各年度において収支報告が公表されていること。

第3条(適用団体の決定)

本規定の適用に当たっては、助成を希望する団体からの申請に基づき、自治会役員に図った上、自治会幹事会において決定する。

第4条(給付金額の決定)

助成金の給付額については、自治会役員に図った上、自治会幹事会において決定する。

第5条(給付金額の限度額)

本規定を適用する一団体当たりの助成金の総額は、当該団体の当該年度の予算の1/4を超えない範囲とする。

第6条(適用団体の義務)

本規定の適用を受けることが決定した団体は、次の義務を負うものとする。

- ① 自治会の活動に対し、積極的に参加する。
- ② 各年度の会員名簿ならびに収支報告書を自治会に提出し、自治会幹事会の審査を受ける。
- ③ 上記審査の結果、助成金の使途等に適正を欠いている事が発見された場合は、自治会の要求に基づき、助成金の全部または一部を返還する。

附 則

この規定は昭和63年5月22日から施行する。

自治会集会所使用細則

この細則は浦安市の定めた自治会集会所管理規程に基づき、皆様がこの施設を気軽に、又気持ちよく使用して頂く為に定めたものです。皆様のご協力をお願い致します。

1. 使用 方 法 (1)運営委員に使用できる事を確かめた上、「申込書」により申し込んで下さい。
(2)運営委員より「鍵」を受け取って下さい。
(3)使用後は「使用後チェックリスト」と「鍵」を運営委員に戻して下さい。
2. 使用順位 (1)原則として申し込み順です。付し緊急、公的会合により、止むを得ず順位の入れ替えを必要とする場合はご了承下さい。
3. 使用 料 (1)無料です。
4. 使用 時 間 (1)9時から23時まで
5. 使用後の処置 (1)備品類の戻し
(2)清 掃
(3)ゴミ、吸いがらの持ち帰り
(4)「使用後チェックリスト」による安全点検
(5)施 錠
6. 注意事項 (1)施設等を傷つけたり、備品を紛失した場合は、使用者に実費を負担して頂きます。
(2)秩序を乱したり、管理上支障があると認められる場合は使用を遠慮して頂きます。
7. 禁止事項 (1) 主として営利を目的とする催し、会合の使用。
(2)政治活動、宗教活動の使用。
(3)自治会員以外の使用、名義貸しの使用。

以 上

入船東エステート自治会

入船北エステート自治会

入船北エステート自治会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 当自治会が保有する個人情報の適正な取り扱いと事業の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 当自治会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取り扱いの方法は、総会議案書、または回覧で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 前条の個人情報とは、「自治会加入申込書」などとして会長に提出された次の事項を記したものである。

・氏名(家族、同居人を含む)・住所・電話番号・その他、必要な事項で同意を得た事項。

(利用)

第5条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする。

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 自治会員連絡網の作成
- (3) 緊急時・災害時の連絡網及び要支援者リストの作成

(管理)

第6条 個人情報は会長または会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第7条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで 第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 入船北エステート管理組合、浦安市自治会連合会、学校、これらに準じる公共目的の団体
- (6) その他、自治会であらかじめ決めた提供先

附 則

この規定は平成26年4月27日から実施します。